議案第49号

守口市立認定こども園条例案

守口市立認定こども園条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

守口市立認定こども園条例

(設置)

第1条 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。 次項において「法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)として、次に掲げる施設を設置する。

名称	位置
守口市立外島認定こども園	守口市外島町2番48号

2 保育所型認定こども園(法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。)として、次に掲げる施設を設置する。

名称	位置	
守口市立あおぞら認定こども園	守口市寺方元町4丁目1番8号	

(時間外保育及び一時預かり事業)

- 第2条 前条第1項に規定する幼保連携型認定こども園及び同条第2項に規定する保育所型認定こども園(以下「認定こども園」という。)は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育及び当該認定こども園に在籍する同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する支給認定子どもに対する同法第59条第10号に規定する一時預かり事業を行う。
- 2 前項に規定する時間外保育又は一時預かり事業を利用する子ども の保護者は、別表で定める保育料を納付しなければならない。 (委任)
- **第3条** この条例に定めるもののほか、認定こども園の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項、次項(守口市立外島認定こども園に係る部分に限る。)及

び附則第4項(守口市立外島保育所に係る部分に限る。)の規定 は平成29年4月1日から施行し、第2条(時間外保育に係る部分 に限る。)及び別表(時間外保育に係る部分に限る。)の規定は 平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に守口市立外島保育所に在籍している子どもは、守口市立外島認定こども園の園児となるものとし、守口市立あおぞら保育所に在籍している子どもは、守口市立あおぞら認定こども園の園児となるものとする。

(施行前の準備)

3 認定こども園に入園する子どもの募集その他の行為は、この条例 の施行前においても行うことができる。

(守口市立保育所条例の一部改正)

4 守口市立保育所条例(昭和27年守口市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条の表守口市立外島保育所の項及び守口市立あおぞら保育所の項を削る。

別表 (第2条関係)

種別		利用時間	保育料
時間外保育			30分につき100円
一時預かり事業	平日	4 時間以内の場合	400円
		4時間を超える場合	500円
	土曜	4時間以内の場合	400円
	日等	4時間を超え8時間以内の場合	800円
		8時間を超える場合	900円

備考 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「土曜日等」とは 土曜日及び規則で定める長期休業日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日 その他の規則で定める認定こども園の休日をいう。